

報告第18号

専決処分について報告の件（その1）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

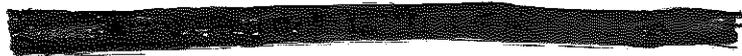
平成30年2月7日提出

芽室町長 宮西 義憲

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

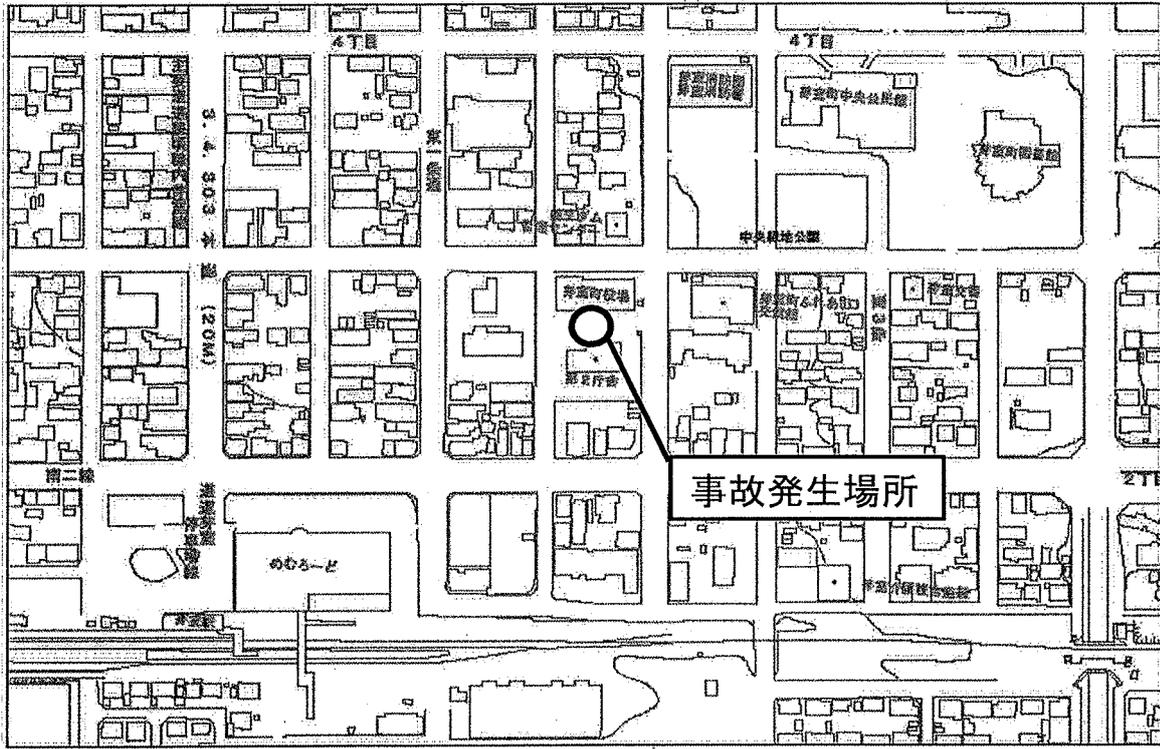
- 1 損害賠償の額 120,798円
- 2 損害賠償の相手方 


平成29年12月26日 専決処分

説 明

平成29年12月14日午前10時10分頃、芽室町東2条2丁目14番地（芽室町役場駐車場内）にて、職員が駐車中の相手方の車両に気付かず、公用車を後退させ、相手方の車両の左前部タイヤ付近に接触し、破損させたものであります。

位置図



事故発生状況

